

国内経済要録

◇相互銀行等の小口融資制度について

相互銀行は10月19日、小口融資制度を実施する旨、発表した。同制度の概要は次のとおり。

1. 融資対象

給与所得者(年齢20歳以上65歳以下、年収税込100万円以上、勤続3年以上等の要件をみたまものとする)。

2. 資金使途

冠婚葬祭、医療等使途が健全、明確で、証拠書類によって証明、確認できるもの。

3. 融資金額

5万円以上30万円以内(万円単位)。

4. 融資期間

12か月、18か月、24か月。

5. 金利等

各行所定の利率、別に保証料3.6%、当初手数料1件1,000円。

6. 担保等

物的担保不要。ただし、各地区信用保証会社による保証が必要。

7. 返済方法

融資の翌月から毎月元利均等返済。

8. 取扱い開始日

12月上旬以降。

◇政府系金融機関の不況業種企業に対する既往貸付金利の軽減期間延長について

大蔵省および通商産業省では、昨年11月に実施した不況業種企業に対する政府系金融機関の既往貸付金利の軽減措置の実施期限を再度6か月間延長し、昭和54年4月30日までとすることを決定した。

1. 実施機関

日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫

2. 対象企業

- (1) 通商産業大臣指定の不況業種に属する赤字中小企業
- (2) 所管大臣が大蔵大臣と協議のうえ、本措置を必要と認めた業種に属する赤字企業

3. 軽減措置

昭和54年4月30日までに発生する利息につき、約定金利が8.5%以上のものを8.4%に、中小企業は8.2%以上

のものを8.1%に一律引下げ

◇昭和53年度下半期における公共事業の施行推進等について

政府は10月18日、昭和53年度下半期における公共事業の施行促進を図るため、本年4月閣議決定した「公共事業等の事業施行の推進について」(4月号「要録」参照)に加えて、下記の方針を決定し、関係各省庁、地方公共団体等に協力を要請した。

1. 昭和53年度補正予算等による追加分を含め、年度内完全消化を目的として施行推進に努める。

2. 建設資材、労務および用地の問題で支障を生ずることのないよう十分留意する。

3. 公共事業等の施行が地域における雇用問題に資するよう配慮する。

4. 地方公共団体における追加予算措置が早急になされるよう要請する。

5. 公共事業等にかかる国庫補助金の早期交付および地方債の円滑な消化が図られるよう配慮する。

6. 補助金等の交付手続の簡素化、合理化に引続き努力する。

7. 公共事業等の前払金の効果が下請業者にも十分及ぶよう指導する。

8. 上記の諸点につき、公共事業等施行推進本部を中心として関係各省庁相互間でまた地域単位の協議会を中心とした各省庁の地方機関、地方公共団体相互間で、緊密な連絡、調整を図るとともに、公共事業等の施行に関連した民間各方面に対し協力を要請する。

なお上記の趣旨を各地域に周知徹底させるとともに、各地域における公共事業等の施行に伴う諸問題を再点検するため、財務局長および地方建設局長主催により、実務家を中心としたブロック会議を開催することを決定。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律

政府は10月24日、地方交付税法等の一部を改正する法律を公布施行した。本法律は、先般成立した昭和53年度一般会計補正予算案において減額修正された地方交付税960億円を補てんするために交付税および譲与税配布金特別会計の借入金と同額増額し、臨時地方特例交付金として地方に交付するものである。なお、本措置による借入金の返済については、昭和59年度から68年度まで、国の一般会計予算から同特別会計に繰入れることにより行われる。